

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定小児慢性特定疾病医療機関におけるシステム環境整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関が、医療意見書のオンライン化に必要な業務システムの改修等の環境整備を行うことでデータベースの一元化を図り、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、小児慢性特定疾病指定医が勤務する豊田市が指定する指定小児慢性特定疾病医療機関とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」）という。）であると認められるとき。

(2) 役員（代表者及び理事等をいう。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいると認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出した補助対象額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に関する支出調書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の支払いを証する領収書の原本又は写し（医療機関名又は開設者の氏名、購入した年月日（領収書の日付と異なる場合は別途記載のあるもの）、品名、金額、領収書発行者名の記載のあるもの。）

(3) 役員名簿（様式第3号）

(4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該年度の1月末までに行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、豊田市小児慢性特定疾病

システム環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）又は豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、同一補助事業者に対し、1回限りとする。この場合において、愛知県より特定医療費に係る同種の補助等を受けている場合は、1回とみなす。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、第4条に規定する補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

（2）偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（3）その他補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取り消しに係る部分の補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を決めて返還を命じるものとする。

（関係書類の保存）

第10条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	限度額
指定医が作成する医療意見書のオンライン化に必要なパソコン等購入費及び業務システムの改修費等	1 / 2 以内	5万円

申請日 年 月 日

豊田市長 様

医療機関名 _____

開設者氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付申請書兼請求書

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助金交付申請額※	金	円
-----------	---	---

※補助対象経費（税込）に1/2を乗じて得た額又は50,000円のいずれか少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てた金額）

<法人番号> ※不明の場合は国税庁HP「法人番号公表サイト」でご確認ください。

法人番号（13桁）											

<添付書類>

- (1) 補助対象経費に関する支出調書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する領収書の原本又は写し
 - ①医療機関名又は開設者の氏名（フルネーム）、②購入した年月日、③品名、④金額、⑤領収書発行者名の記載のあるもの。
- (3) 役員名簿（様式第 3 号）
- (4) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額.....円

【口座振込先】

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信用金庫			<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所		
預金種目／口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
フリガナ 口座名義人						

注意 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写しを添付してください。

<誓約、同意事項> にチェック（☑）を記入してください。

- これまでに本事業及び愛知県から同種の補助等を受けたことはありません。
- 豊田市税について滞納はありません。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係はありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。
- 審査に必要な情報の提供、確認及び調査に同意します。
- 補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から5年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意します。
- 豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、購入・設置した物品等の調査を依頼した場合、必ず協力することに同意します。
- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により豊田市が別に定める期間を経過するまで、豊田市の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しません。
- 豊田市の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又

は一部を豊田市に納付する必要がある可能性があることに同意します。

- 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに豊田市に報告します。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行います。また、国庫補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還します。

様式第2号（第5条関係）

補助対象経費に関する支出調書

項目	金額（消費税抜き）
合計	

- 注意 1 領収書の原本又は写し（①医療機関名又は開設者の氏名（フルネーム）、②購入した年月日、③品名、④金額、⑤領収書発行者名の記載のあるもの。）を添付してください。
- 2 領収書の写しを添付する場合、領収書の原本に、補助金で使用した旨の情報（補助金名、申請日等）を追記してください。

様式第3号（第5条関係）

役員名簿

法人名	
-----	--

役職名	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

上記役員は、暴力団員又は暴力団関係者でないことに相違ありません。

注意 役員全員について記載してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金については、豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

豊田市長

記

補助金交付決定額 金 円

様式第 5 号（第 6 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金については、下記の理由により不交付の決定をしましたので、豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

年 月 日

豊田市長

記

不交付とした理由

様

豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定通知した豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金については、豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金交付要綱第8条及び9条の規定に基づき、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めますので、下記のとおり通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 取消の理由
- 2 交付決定済額
- 3 返還金額
- 4 返還期日
- 5 返還金納入方法

豊田市長 様

間接補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定を受けた 年度豊田市小児慢性特定疾病システム環境整備事業費補助金については、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。